

○政府預金受払手続（大正 11 年 3 月 15 日官房秘乙第 573 号）

最終改正：令和元年 12 月 10 日財理第 4030 号

第一章 総則

第一条 政府預金ノ受払ハ本手続ノ定ムル所ニ依ルヘシ

第二条 本手続ニ於テ日本銀行各店トハ日本銀行本店、支店及代理店、日本銀行内地各店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店ヲ除ケル日本銀行本店、支店及代理店、海外代理店トハ日本銀行倫敦代理店及紐育代理店、財務官トハ英仏駐在海外駐割財務官及米国駐在海外駐割財務官、監理官トハ倫敦駐在日本銀行監理官及紐育駐在日本銀行監理官ヲ謂フ

第三条 日本銀行ハ毎日ノ国庫金受払額ヲ現金受払ト振替受払トニ区分シ其ノ現金受払額ヲ政府預金トシテ整理スヘシ

第四条 日本銀行ハ各預金ノ受払組替ニ関シ財務大臣ノ認可ヲ受ケタル事項中変更ヲ要スルモノトアルトキハ更ニ財務大臣ノ認可ヲ受クヘシ財務大臣ハ必要アルトキハ各預金ノ受払組替ニ関スル事項ニシテ既ニ命令指定又ハ認可シタルモノト雖之ヲ変更スルコトアルヘシ

② 前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ旨ヲ日本銀行ニ通知スルモノトスル

第二章 当座預金

第五条 日本銀行本店ハ日本銀行統轄店ニ於ケル毎日ノ国庫金受払額及其ノ所属店ニ於ケル毎日ノ国庫金受払報告額ニ付テ其ノ現金受払額ヲ即日当座預金ノ受払トシテ整理シ其ノ金額ヲ財務省ニ報告スヘシ

第六条 削除

第七条 財務大臣ハ政府ノ為ニスル支払ノ準備ニ必要ナル金額トシテ保有スヘキ当該預金ノ最低金額ヲ定メ日本銀行本店ニ通知スルモノトス其ノ変更アリタルトキ亦同シ

② 当座預金ノ金額ガ前項ノ規定ニ依リ財務大臣ノ通知シタル金額ニ不足ヲ生ズルトキハ日本銀行ハ其ノ旨ヲ財務大臣ニ報告シ之ガ補填ノ請求ヲ為スヘシ

第三章 別口預金

第八条 日本銀行内地各店ニ於テ左記各号ニ掲グル通貨其ノ他ノ現金ノ種別ニ係ル国庫

金ノ受入アリタルトキハ其ノ所属会計、種別及金額ヲ日本銀行本店ニ報告スベシ

- 一 大正七年軍用手票
- 二 昭和十二年軍用手票
- 二ノ二 昭和十六年軍用手票
- 三 軍用切符
- 四 損傷小額紙幣
- 五 引揚貨幣
- 六 旧韓国補助貨
- 七 朝鮮銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 八 台湾銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 九 横浜正金銀行券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 十 南方開發金庫券但シ流通地域外ニ於ケル受入ニ係ルモノ
- 十一 金地金
- 十二 銀地金
- 十三 円形銀塊
- 十四 供託金タル特殊ノ通貨
- 十五 外国貨幣
- 十六 外国貨幣払為替券
- 十七 法令ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル証券
- 十八 引揚邦人持帰金ノ引換通貨
- 十九 未達未整理
- 二十 前各号ノ外財務大臣ノ隨時指定スル所ノ通貨

- ② 前項ノ規定ハ日本銀行本店及支店ニ於テ通貨ノ受入アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- ③ 日本銀行本店前二項ノ規定ニ依リ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ当座預金ヨリ別口預金ニ組替へ前二項各号ノ種別毎ニ口座ヲ設ケ之ガ整理ヲ為スヘシ
- ④ 日本銀行本店財務大臣ヨリ前項ノ口座中会計別ニ整理スベキ旨ノ通達ヲ受ケタルトキハ当該口座中ニ当該会計ノ区分ヲ設ケ之ガ整理ヲ為スヘシ

第九条 日本銀行ハ財務大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除クノ外前条ノ規定ニ依リ別口預金ニ組入レタル通貨其ノ他ノモノヲ適宜ノ方法ニヨリ之ヲ保管スヘシ

- ② 前項ノ保管ヲ為スニ当リテハ營業上ノ現金ト区分シ之ヲ各口座ニ属スル金種別ニ取纏メ保管スベシ但シ前条第一項第十四号ノ分ニ付テハ各供託金毎ニ区分保管スルモノトス

第十条 日本銀行本店ハ前条ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノニ付其ノ口座会計区分（第八条第四項ノ通達アリタルモノニ限ル）保管場所毎ニ毎月一回各店別報告書ヲ調製シ財務大臣ニ提出スヘシ

第十一条 日本銀行内地各店ハ政府ノ為ニスル支払ニシテ第九条ノ規定ニ依リ保管スル通貨其ノ他ノモノヲ以テスルノ要アルトキハ之ヲ以テ支払ヲ為シ其ノ金額ヲ別口預金ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第四章 指定預金

第一節 国内指定預金

第十二条 国内指定預金ニハ左記各号ノ口座ヲ設クヘシ

- 一 一般口
- 二 外国為替資金口
- 三 食糧管理口
- 四 財政融資資金口

第十三条 日本銀行ハ財務大臣ガ別ニ定メル手續ニ従ヒ当座預金ニ属スル預金ト前条各号ノ口座ニ属スル預金トノ間ノ組替整理ヲ為スヘシ

第十四条 削除

第二節 在外指定預金

第十五条 日本銀行ノ受入レタル国庫金ニシテ海外代理店ノ取扱ニ係ルモノハ之ヲ当座預金ヨリ在外指定預金ニ組替整理スヘシ

第十六条 在外指定預金ニハ左記各号ノ区分ヲ設クヘシ

- 一 英貨
- 二 米貨
- 三 仏貨
- 四 独貨

第十七条 削除

第十八条 在外指定預金ハ第十六条ノ各区分毎ニ左記各号ノ勘定ヲ設クヘシ

- 一 普通勘定
- 二 為替元勘定
- 三 回送地金勘定
- 四 国債元利払勘定
- 五 出納官吏預託金勘定
- 六 短期証券勘定

第十九条 日本銀行海外代理店ニ於テ受入レタル国庫金ハ之ヲ在外指定預金中普通勘定トシテ整理シ財務大臣ノ予メ指定シタル場合ヲ除キ本手続附表甲ニ掲ゲタル銀行ニ預入ルヘシ

② 日本銀行前項ノ預入ヲ為サムトスルトキハ財務大臣ノ予メ指定シタル場合ヲ除キ預入金額、預入銀行其ノ他重要ノ事項ニ付財務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十条 日本銀行ハ財務大臣ヨリ外国ニ於テ金銀地金ヲ購入シ又ハ資金ノ回送ヲ為ス為一定金額ヲ為替元トシテ整理スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ普通勘定ヨリ為替元勘定ニ組織整理シ財務大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除キ其ノ金額ヲ本手続附表乙ニ掲クル銀行ニ預入ルヘシ

② 前条第二項ノ規定ハ日本銀行前項ノ預入ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十一条 日本銀行ハ為替元渡金ヲ以テ金銀地金ヲ購入シタルトキハ財務大臣ノ特ニ指定スル場合ヲ除キ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ保管シ且其ノ数量金額並場所ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

② 前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ購入代価ニ相当スル金額ヲ為替元勘定ヨリ回送地金勘定ニ組替整理スヘシ

第二十二条 日本銀行財務大臣ノ命令ニ依リ前条第一項ノ規定ニ依リ保管スル金銀地金ヲ内地ニ向ケ現送セムトスルトキハ其ノ時期、方法並回送費用其ノ他重要ナル事項ニ付其ノ都度財務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十三条 日本銀行ハ前条ノ現送ヲ了シタルトキハ其ノ金額ヲ回送地金勘定ヨリ別口預金ニ組替整理シ直ニ地金現送明細書ヲ調整シ之ヲ財務大臣ニ提出スヘシ

第二十四条 日本銀行資金ヲ回送セムトスルトキハ財務大臣ノ特ニ命令シタル場合ヲ除キ本手続附表丙ニ掲クル銀行ヲ以テ為替取扱銀行ト為シ之カ回送ノ手続ヲ為スヘシ

② 前項ノ場合ニ於テ日本銀行ハ取扱為替相場並期限其ノ他重要ナル事項ニ付キ予メ財務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二十五条 日本銀行ハ全条ノ規定ニ依リ資金ノ回送ヲ了シ資金到着地ヨリ資金受入済ノ旨通知ヲ受ケタルトキハ其ノ回送金額ヲ為替元勘定ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第二十六条 日本銀行ハ財務大臣ヨリ外国ニ於テ国債元利払ヲ為ス為一定金額ヲ国債元利払元トシテ整理スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ普通勘定ヨリ国債元利払勘定ニ組替整理シ財務大臣ノ特ニ指定シタル場合ヲ除キ其ノ金額ヲ本手続附表丁ニ掲クル銀行ニ預入ルヘシ

② 第十九条第二項ノ規定ハ日本銀行前項ノ預入ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第二十七条 日本銀行海外代理店ニ於テ国債元利払金ノ支払ヲ為シタルトキハ其ノ金額ヲ前条ノ国債元利払勘定ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第二十八条 日本銀行海外代理店ニ於テ海軍省所管経費海外支払手続第五条又ハ第六条ノ規定ニ依リ出納官吏ヨリ預託金ヲ受入レタルトキハ其ノ金額ヲ出納官吏預託金勘定ニ受入ルヘシ正但シ第五条ノ場合ニ於テハ財務官ノ通達中ニ示セル当該勘定ヨリ組替整理スルモノトス

第二十九条 前条ノ預託金勘定ニ属スル預金ハ之ヲ本手続附表戊ニ掲クル銀行ニ当座預金トシテ預入ルヘシ

第三十条 日本銀行海外代理店ニ於テ前条ノ預入銀行ヨリ海軍省所管経費海外支払手続第七条ノ手続ニ依リ預託金ノ小切手支払アリタル旨報告ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ヲ出納官吏預託金勘定ヨリ払出ノ整理ヲ為スヘシ

第三十一条 日本銀行財務大臣ヨリ在外指定預金ヲ以テ有価証券ヲ購入スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ購入ノ手続ヲ為シ其ノ金額ヲ普通勘定ヨリ短期証券勘定ニ組替受入レ購入有価証券ハ之ヲ日本銀行政府有価証券取扱規定第三条及第四条ノ規定ニ準シ海外代理店ニ於テ之カ受払保管ヲ為スヘシ

第三十二条 日本銀行財務大臣ヨリ在外指定預金ヲ以テ有価証券ヲ購入スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ購入ノ手続ヲ為シ其ノ金額ヲ当該会計口座普通勘定払出ノ手続ヲ為シ購入有価証券受払保管ニ関スル規定ニ依リ之カ取扱ヲ為スヘシ

第三十三条 日本銀行財務大臣ヨリ第三十一条ノ規定ニ依リ保管スル有価証券ヲ売却スヘキ旨ノ命令ヲ受ケタルトキハ之カ売却ノ手続ヲ為シ其ノ原価ニ相当スル金額ヲ短期証券勘定ヨリ払出シ其ノ売却代価ニ相当スル金額ヲ普通勘定ニ受入整理スヘシ

第三十四条 日本銀行第三十一条ノ規定ニ依リ保管スル有価証券ノ元利金ノ償還ヲ受クヘキモノアルトキハ之カ受入ヲ為シ元金ノ受入ニ係ルモノニ付テハ其ノ原価ニ相当スル金額ヲ短期証券勘定ヨリ払出シ其ノ受入金額ヲ普通勘定ニ受入整理スヘシ

第三十五条 日本銀行海外代理店ハ在外指定預金各口座各勘定ノ受払有リタルトキハ其ノ都度財務官ニ対シ本手続附表巳ニ掲クル事項ヲ報告スヘシ

② 日本銀行海外代理店ハ財務官ニ対シ在外指定預金各口座勘定ノ月末残高ヲ報告スヘシ

第三十六条 日本銀行本店ハ海外代理店ノ取扱ニ係ル在外指定預金ノ受払額其ノ他重要事項ヲ即日電信ヲ以テ報告セシムヘシ但シ国債元利払勘定又ハ出納官吏預託金勘定ノミニ関スル受払額ニ付テハ一箇月分ヲ取纏メ早急郵報セシムヘシ

② 日本銀行本店前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第五章 財務官及管理官

第三十七条 財務官ハ海外代理店ニ於ケル国庫金ノ出納並在外指定預金ノ受払ニ関スル一切ノ事務ヲ監督スヘシ

第三十八条 監理官ハ財務官ノ監督ヲ受ケ海外代理店ニ於ケル国庫金ノ出納並在外指定預金ノ受払ニ関スル一切ノ事務ヲ監視スヘシ

第三十九条 財務大臣ハ本手続ノ定ムル所ニ依リ在外指定預金ノ受払ニ関スル命令指定又ハ認可ヲ為シタルトキ又ハ之ヲ変更シタルトキハ之ヲ財務官ニ通達スルモノトス

第四十条 財務大臣ハ在外指定預金ノ受払ニ関シ特ニ必要アルトキハ財務官ニ対シ第四章ニ規定スル命令指定又ハ認可ノ権限ヲ委任スルコトアルヘシ

② 前項ノ場合ニ於テハ財務大臣ハ其ノ旨ヲ財務官及日本銀行ニ通達スルモノトス

第四十一条 財務官ハ前条ノ規定ニ依リ財務大臣ヨリ委任セラレタル事項ニ付テハ海外代理店監督役ニ対シテ其ノ命令指定又ハ許可ヲ為スヘシ

第四十二条 財務官前条ノ命令指定又ハ認可ヲ為シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第四十三条 財務官ハ監督上海外代理店検査ノ必要ヲ認メタルトキハ監理官ニ命シ之カ検査ヲ為サシムルコトヲ得

② 財務官ハ前項検査ノ成績ヲ財務大臣ニ報告スヘシ

第四十四条 財務官ハ海外代理店ヨリ第三十五条ノ報告ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ財務大臣ニ対シ報告ヲ為スヘシ

第四十五条 監理官ハ毎月一回海外代理店ニ臨ミ其ノ事務ノ状況ヲ調査シ且預金ノ受払額並金銀地金有価証券現在高ヲ帳簿諸証憑書類ニ依リ確認シ相違ナキトキハ海外代理店ノ当該帳簿ニ検印スヘシ

第四十六条 監理官ハ第四十三条ノ規定ニ依リ財務官ヨリ代理店検査ヲ命セラレタルトキハ前条ニ準シ検査ヲ為シ其ノ成績ヲ財務官ニ報告スヘシ

第四十七条 監理官ハ監視上海外代理店検査ノ必要ヲ認メタルトキハ其ノ旨ヲ財務官ニ具申スヘシ

第四十八条 監理官ハ海外代理店ノ事務ニ関シ意見アルトキハ之ヲ財務官ニ具申シ又ハ財務官ヲ經由シテ財務大臣ニ具申スヘシ

第四十九条 財務官又ハ監理官ハ必要アリト認メタルトキハ海外代理店ニ命令シ計算書、報告書又ハ其ノ他ノ書類ヲ提出セシムルコトヲ得

附 則

本手續ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス